

## 会 議 録

会議の名称	令和5年度第4回那珂川市介護保険運営協議会		
開催日時	令和5年12月13日(水) 19:00～20:00	開催場所	那珂川市第2別館2階大会議室
出席者	<p>1. 委員            吉村委員 呉委員 荒巻委員 小塚委員 河野委員            八尋委員 青木委員 秋田委員 重松委員 角田委員            西岡委員 時里委員 曾部委員 内野委員            (欠席者) 平野委員 成世委員</p> <p>2. 事務局            下田高齢者支援課長、古川高齢福祉担当係長、山口介護保険担当係長、            朽網主査、吉浦主事</p>		
配布資料	資料：第9期高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画【素案】		
公開区分	開示 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一部開示</span> ・ 非開示 (理由：情報公開条例第9条第4号に該当)		
<p>議題及び審議の内容</p> <p>1. 会長あいさつ</p> <p>2. 報告事項</p> <p>■第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について            資料について事務局説明（第1章・第2章修正事項）            (説明概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通番1、第1章および第2章に掲載しているグラフの色や太さなど見やすいよう修正した方が良いとの意見をいただいた。変更した例として計画素案の14ページ、「図表19 居住系サービスの受給率（要介護度別）」のグラフの修正前と修正後を記載している。棒グラフの太さや項目ごとのグラデーションを変えて、出来る限り見やすくした。この図表19に限らず、他のグラフについても修正している。</li> <li>・通番2、16ページに掲載していた「図表21 各リスクの発生状況」のグラフについて、第8期同様にグラフの並び順を降順で合わせた方が良いとの意見をいただいたため、記載のとおり修正した。</li> <li>・通番3、同じく16ページの「図表22 各リスクの発生状況（年齢2区分別）」についても第8期計画と同様に降順で並び替えをおこなった。</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">以上が、第1章と第2章の説明となる。</p> <p>資料について事務局説明（第3章・第4章・第5章修正事項）            (説明概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通番4、計画素案47ページだが前回の運営協議会において、認知症の相談窓口とし</li> </ul>			

での地域包括支援センターの役割を鑑みて、その認知度について、一律の目標設定ではなく、別途見直しをした方が良いという意見、それに加えて地域包括支援センターの認知度についても見直しをした方が良いという意見をいただいた。これを受け、事務局にて目標値の見直しをおこなった。前は約 10%増の 68%としていたが、80%に修正した。

- 通番 5、51 ページだが目標の項目を「配食数」から「延べ利用者数」へ変更したことに伴う修正をおこなった。また、50 ページの中ほど、事業の表の一番上の項目「生活支援体制整備事業」について、事業の状況から「推進」ではなく「充実」にしてはどうかという意見をいただいた。事務局にて検討した結果、生活支援体制整備事業については 5 つの日常生活圏域にて第二層協議体が令和 4 年度に設置されたが、今回目標値としている「地域課題」の検討を進めるための体制は、これから整備される状況であることなどから、現時点においては「充実」より「推進」に近い状態と事務局としては捉えているため、原案通りとしたいと考えている。
- 通番 6、計画素案の 54 ページだが、通番 4 と同様の意見に基づき、前は約 10%増の 34%としていたが、50%に修正した。
- 通番 7、計画素案の 55 ページについては、前回の運営協議会において第 8 期では 700 人という目標に対して、令和 6~8 年度とも 550 人となっており、多世代に向けて実施するというのに、目標値が下がっているの見直しが必要ではないかという意見をいただいた。これを受け、事務局にて目標値の見直しを行い前回の実績ベースの 550 人を、8 期目標と同様の 700 人に修正した。
- 通番 9、計画素案の 58 ページだが通番 7 の意見に基づき、前回の実績ベースの 2 回を 8 期目標と同様の 4 回に修正した。また、前回 60 ページの事業の目標の 2 行目、介護予防運動教室実施回数が、12 回（2 クール）から 6 回（1 クール）となっているのは何故かという質問をいただいていた。担当課に確認したところ、本教室は 6 回を 1 クールとして、保健センターと北地区公民館の 2 会場でそれぞれ 6 回（1 クール）の教室を実施していたが、北地区公民館での定例的な開催ではなく、受講者のニーズに合わせて、出前講座として各公民館等で実施するように整理したことから、令和 5 年度から保健センターの教室（1 クール）のみを実施目標として整理したものであるということであったため報告する。

以上が、第 3 章・第 4 章・第 5 章の説明となる。

#### 【質疑応答】

会 長： 第 1 章・第 2 章の修正事項の通番 1、図表 19 だが、第 8 期計画の際には福岡県と全国についても那珂川市の位置づけを分かりやすくするために、ラインで囲まれており分かりやすかった。これがあるのとないのでは見やすさがかなり違うと思うがいかがか。

事 務 局： いただいた意見をもとに修正する。

委 員： 計画素案 35 ページの（2）在宅医療と介護連携の推進のところ、実施状況の文言のなかに、「地域の医療・介護の資源の把握し、」とあるが、

「地域の医療・介護の資源を把握し、」が正しいのではないだろうか。  
事務局： 意見をもとに、修正させていただく。

## 資料について事務局説明（第6章）

### （説明概要）

- 72 ページは、被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計となる。(1) 将来人口の推計の第8期（令和3～5年度）については、各年9月末時点の実績値を記載している。第9期の令和6～8年度及び、令和12年度以降については、実績より伸び率や、那珂川市人口ビジョン総合戦略等から算出された数値を用いて記載をしている。(2) 要介護認定者数の推計は、(1) 将来人口の推計から示された数値を用いて、過去の認定率を勘案し、認定者数を推計している。
- 73 ページは、サービス体系を一覧で示したもの。(1) 介護サービスの中の地域密着型サービス⑥について、前回お示しした際は、看護小規模多機能型居宅介護と記載をしていたが、複合型サービスの1つとなるため、今回、⑥複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）という記載に変更している。また、⑨地域密着型特定施設入居者生活介護については、前回記載が漏れていたため、今回新たに記載を行っている。
- 75 ページと 76 ページは、介護給付費対象サービスの見込みを記載している。72 ページにて説明した、将来人口の推計及び要介護認定者数の推計をもとに、厚生労働省で運営されている見える化システムを活用し、第9期以降のサービス量を推計している。認定者数の増加に伴い、全体的にサービス量の増加が見込まれるが、なかでも(2) 地域密着型サービスの「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、令和5年度よりサービス提供を開始し、徐々に利用者数の拡大を図っていることから、令和6年度以降についても増加する見込みとしている。
- 76 ページについては、前回も説明しているが(3) 施設サービスの「介護療養型医療施設」は令和5年度末をもって廃止することとされているため、令和6年度以降は斜線としている。次に(5) 地域密着型介護予防サービスの「介護予防認知症対応型通所介護」については、実績から減少傾向にあり、令和5年度も現時点まで利用者はいないため、見込みはゼロとしている。
- 77 ページ、こちらは地域支援事業の量の見込みとなる。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つに分けられ、それぞれの事業における見込みを記載している。なお、「通所介護相当サービス」、「訪問介護相当サービス」、「介護予防ケアマネジメント」については、介護保険給付費対象サービスの見込みと同様に将来人口の推計や要介護認定者数、各サービスの利用率等を勘案して算出している。
- 78 ページ、ここからは第1号被保険者に納付していただく保険料の算定について説明する。(1) 標準給付費及び地域支援事業費見込みについては、これまで説明した75 ページと 76 ページを標準給付費として記載し、77 ページを地域支援事業費として記載をしている。
- 79 ページは、78 ページで記載した給付費及び事業費をもとに、令和6～8年度の介

護保険料を算定している。給付費及び事業費のうち、第1号被保険者に負担していただく保険料から各補助金の収入額等を勘案して、標準月額保険見込料を推計している。

- 80 ページと 81 ページについては、まだ国の法改正の詳細が示されていないため、示され次第、記載していく。
- 82 ページは、第9期所得段階別介護保険料の一覧である。第8期計画においては、所得段階を12段階と定めていたが、第9期計画においては確定ではないが、所得段階を13段階以上で定める旨の方針が国より出されている。よって、第9期においては第7段階以上の所得金額を100万円単位で区切り、8期計画と同様に最高所得金額は800万円以上となるよう見直しを行う予定としている。所得段階別の保険料については、79ページでお示した標準月額6,290円に段階別の基準額に対する割合を乗じて保険料月額を算出している。
- 83 ページは、第8期計画の介護保険料段階を記載している。
- これまで説明した数値や保険料については、国の改正内容が12月末までに示される予定となっているため、未確定なものである。今後も国から示される動向等を注視し適宜修正を加えていくこととなる。12月末までに国から改正内容が正式に示され、市としてサービス見込みの数値や保険料が固まり次第、各委員に別途郵送にて送付させていただこうと考えている。

以上が、第6章介護保険事業計画の説明となる。

#### 【質疑応答】

委員： 75ページの地域密着型サービスの看護小規模多機能型居宅介護だが、令和6年度から8年度の見込みがゼロになっている理由は何か。看護小規模多機能型居宅介護は今後の必要は大きいと思われるが。

事務局： こちらについては、令和5年度より開始をしている、定期巡回で充実を図っていきたいと考えている。看護小規模多機能型居宅介護を新設する等は現状考えていない。

委員： 那珂川市の定期巡回については、私の施設が担っている。定期巡回の実態は福岡市等では、地域に展開するなどせずその施設がおこなっているデイサービス等を閉鎖して、その分の人員を定期巡回サービスにまわし、自分の施設の中のみでサービスを展開している。私の施設では、それをやると意味がないからということで、デイサービスもしながら、地域に向けても人員を配置してサービスを提供することになった経緯がある。看護小規模多機能型居宅介護に関しては、今後必要性が大きくなることは分かっているのだから、考えたほうが良いのではないかと思う。今提供できている定期巡回だけでは看護小規模多機能型居宅介護の需要はまかなえない。

事務局： 再度、事務局のほうで検討する。

委員： 77ページの認知症初期集中支援推進事業で令和6年度から8年度につい

ては委託を1か所と記載してあるが、認知症初期集中支援チームの設置の仕方は、取り扱っている内容等が関わってくる状況下にあるため、地域包括支援センターと協議が必要であると思うが、地域包括支援センターが2か所あるのに、今後も1か所でおこなっていく考えなのか。

事務局： ご指摘のとおり、認知症初期集中支援チームは1か所の委託で行っているが、今後確実にこういうやり方では決まっていない。一つの考え方としてはそのチームの中に、両包括からそれぞれメンバーが入ってくるような形なども考えられる。そこも含め、内部のほうでも検討を進めているところであり、そういったような方向性も含めて検討を進めているところである。

委員： 76ページの(5)地域密着型介護予防サービス、介護予防認知症対応型通所介護のところでは、令和3年度は10回、令和4年度は6回となり、令和5年度はゼロとなっている。これは、サービスを提供している事業所が閉鎖したということか。

事務局： 事業所が閉鎖等になったのではなく、想定される利用者が現状いない状況である。

委員： 同じく77ページで任意事業の成年後見制度の利用支援事業だが、令和6年度から8年度にかけて見込人数が5人、6人7人と上がっているが、この数字が実態状況とちょっと違うのかどうか不明である。後見制度関係をどういう形で支援していくのかというところを含めて、この人数を見込みとして出している状況を教えて欲しい。

事務局： 成年後見制度の利用支援事業の数値については、成年後見市長申立てにおいて、成年後見された方の後見人の方への報酬助成を市でおこなっている。見込み人数についてはこの対象者となる方の人数を記載している。また、今後の方向性や詳細については、この場ではお示しできるものがない状況である。

委員： 市から報酬が支払われている後見人には、どういう方が就任されているのか。

事務局： 後見人に就任する方については、家庭裁判所が選任することとなる。類型としては司法書士や弁護士などが多い。

委員： 令和5年度の実績人数は何人か。

事務局： 令和5年度の実績としては、令和6年度の見込みとしている5人である。

委員： 79ページの第1号被保険者保険料算定で、23パーセントという数字がある。これから標準月額保険料見込額の6,290円がどういうふうに計算すると導き出されるのか。

事務局： 23パーセントの上段に記載しております、標準給付費見込額と地域支援事業見込額は国と県、および市の負担金、第1号被保険者保険料と第2号被保険者保険料から賄われるものになり、第1号被保険者の負担する割合が23パーセントというふうに現状としては国のほうから示されている。

委員： 3ヶ年合計で 10,963,607,000 円と記載しているが、この数字の 23 パーセントと考えてよいか。

事務局： この数字から、国や県の補助金や財政調整交付金等の収入も勘案して計算している。よって 10,963,607,000 円にそのまま 23 パーセントを掛け合わせているわけではない。

委員： だとすれば、計算の過程が表記されておらず分かりにくいのではないかと。矢印で示してあるため、このとおりに計算すればなるかと思ったがそうではない。

事務局： 計算過程の記載方法については、分かりやすくなるよう修正をおこなう。

委員： 75 ページの (1) 在宅サービスの見込みの中で、全体的に見たら年度が経過するごとに、延べ回数、人数も増えて、増加傾向にあると思うのだが、訪問介護の令和 5 年度が減少している。令和 5 年度の数値が下がっている理由は何かあるのか。

事務局： 令和 3 年度と令和 4 年度については年間の実績を持ってきているが、令和 5 年度については直近までの実績からの見込みを出しており、まだこれが確定した年間実績というわけではないため、変動はある可能性がある。令和 5 年度については毎月毎月直近の実績を反映させている状態のため、今後も計画策定に至るまでの間はこの数字については実績をとっていくような状態になる。

委員： 75 ページに様々なサービス類型が記載されているが、国から示される法改正の中でいろいろな新しいサービスの新設がおこなわれる可能性があると思うが、現状として記載されていないのはサービス自体をしないということなのか。

事務局： 委員が話されたのは現状として国が案を示している複合型サービス、訪問介護と通所介護を組合せたようなサービスの新設等のことだと思うが、国より示されているのは未だ案の状態であり、12 月末までに結論を出すとされているため、今のところ記載はしていない。今後、必要に応じて適宜修正をおこなっていく予定としている。

会長： 72 ページや 75 ページ等で数値が半角や全角の表記が混在しているため、統一したほうが良いのではないかと。

事務局： 再度、全ページ確認をし、統一させていただく。

## 2. その他

### ◆地域密着型サービス事業所の指定更新について

事務局： 本市で指定している地域密着型サービス事業所について、令和 5 年 11 月 1 日付で 1 事業所の指定更新をおこなったので報告する。今回指定更新した事業所は、地域密着型通所介護事業所の「デイサービス華はな」。指定期間は、令和 5 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日の 6 年間である。事業所の指定更新において、申請書類の精査を行うとともに、10 月 18 日に運営指導を実施しており、事業所の運営状況等に問題はなかったことを申し添

える。

◆次回開催について

事務局： 今後の流れとしては、2月にパブリックコメントを実施し、3月中旬頃に第5回運営協議会を開催したいと考えている。第5回運営協議会の際にパブリックコメントの結果は報告させていただく予定としている。

会長： 以上で、第4回那珂川市介護保険運営協議会を終了する。